

# 令和健康科学大学臨床シミュレーションセンター規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学センター規程第3条の規定に基づき、令和健康科学大学臨床シミュレーションセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 臨床実践力を向上させるため、学部生及び大学院生のシミュレーション教育に関連した学習や教材、医療技術、コース開発を支援し、地域に根ざした医療従事者を育成する。
- (2) 臨床実践力を向上させるため、医療スタッフへの研修のシミュレーション教育に関連した学習や教材、医療技術、コース開発を支援し、地域に根ざした医療従事者を育成する。
- (3) シミュレーション教育に関わる研究の質の向上を図る。
- (4) その他、令和健康科学大学の教育イノベーションを支援する。

## (運営委員会)

第3条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

## (センター長)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、専任の令和健康科学大学の教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (副センター長)

第5条 センターに、副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長の職務を助ける。

## (事務)

第6条 センターの事務は、総務課総務係において処理する。

## (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。